基本方針1 生産から消費に至る一貫した安全の確保

施策の方向1 生産段階での安全確保

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|------|-----------|------------------------------|------------|--|----------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|----------------|----------------------|---------------------|
| 施策 | INO. | 心來成例 | נפונום | 双恒的谷 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | | | | | 飼料製造工場 業者立入 | 13件 | | 15件 | 飼料製造工場 業者立入 | 13件 | |
| | , | 生産段階における | | 牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えら れることのないよう飼料製造工場、畜産農家 | 畜産農家飼料 給与監視 | 120件 | | 120件 | 畜産農家飼料 給与監視 | 112件 | |
| | 1 | BSE対策 | (畜産) | への監視指導を行う。また、死亡牛のBSE検査を行う。 | 牛農場立入 | 1,734戸 | | 3,629戸 | 牛農場立入 | 1,656戸 | |
| | | | | | 干展物业八 | 約105,000頭 | | 340,120頭 | 十段物业八 | 約110,000頭 | |
| (1) | | | | | 死亡牛検査 | 500頭 | | 561頭 | 死亡牛検査 | 370頭 | |
| 畜産物 | | | | **企曲(B)-4() でい 产畑延とも 7 かきな | 養鶏農場 | 585戸 | | 604戸 | 養鶏農場 | 500戸 | |
| の | 2 | 高病原性 | 長爪 | 養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や 衛生対策の指導を継続することにより、発生 防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイ | 立入 | 約36,000千羽 | | 40,172মূস | 立入 | 約35,000羽 | |
| 安全確保 | ۵ | 防疫対策 | (畜産) | ルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に 努める。 | モニタリング | 45戸 | | 51戸 | モニタリング | 44戸 | |
| 対策 | | | | | 検査の実施 | 2,100羽 | | 2,160羽 | 検査の実施 | 2,100羽 | |
| | 3 | と畜場における 枝肉等の汚染 防止対策 | 保福 (生衛) | と畜解体作業のときに枝肉等が腸管出血性大 腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底に ついて指導する。 | と畜場の 監視指導 | | 食肉衛生検査所にて 実施予定 | と畜場開場日に実施 (242日) | | | 食肉衛生検査所にて 実施予定 |
| | 4 | 食鳥処理場 における食鳥と体 の汚染防止対策 | | 食鳥と体のカンピロバクターによる汚染実態を 把握し、食鳥と体がカンピロバクターに汚染さ れないよう防止対策の徹底について指導す る。 | 食鳥処理場の 監視指導 | 大規模施設各2回 小規模施設各1回 | | 大規模施設14回/5施設 小規模施設11回/13施設 | 食鳥処理場の 監視指導 | 大規模施設各2回 小規模施設各1回 | |
| | 5 | と畜場における BSE対策 | 保福 (生衛) | と畜場において、BSEスクリーニング検査等B SE対策を実施する。BSE対策の見直しを行う場合は、国等と連携して説明会や意見交換会を実施し、県民や食品関連事業者の理解と不安解消に努める。 | | | 48月超の全頭について 実施予定 | BSEスクリーニング検査 (1891件) | | | 48月超の全頭について 実施予定 |
| | H26 追加 | 安全な獣肉の 流通対策 | | 野生獣の処理施設等に対し、「岡山県野生鳥 獣食肉衛生管理ガイドライン」に基づいた適 正な処理方法の周知に努める。 | | | ガイドライン冊子配布 | 処理施設で活用 | | | ガイドラインの改訂 冊子配布 |

1

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|------------|------|-------------------|------------|---|-----------------------------------|---|--------------------|---|-----------------------------------|---|----------------------|
| 施策 | INO. | 他 束展用 | 印间 | 収組内容 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| (2)農林産物の | 6 | GAPの推進 | 農水 (農産) | GAPについては、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行う。また、JA指導員、普及指導員等による生産者の自己点検結果を評価する体制づくりや、糖度・鮮度保証などと組み合せた情報発信など、一層の高度化を図る。 | GAP推進 について | 38産地 研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の 支援5地区 | | 40産地 研修会の開催 3回 GAP導入モデル地区の 支援5地区 | GAP推進 について | 43産地 研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の 支援5地区 | |
| の安全確保対策 | 7 | 農薬の安全、 適正使用の指導 | 農水 (農産) | 農薬の流通・使用における適正な取り扱いを図るため、現場における指導的な立場にある者を「農薬管理指導員」として認定し、研修会において農薬の適正使用を徹底する。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進める。 | 農薬管理 指導員認定 研修会開催数 | 6回 | | 6回 | 農薬管理 指導員認定 研修会開催数 | 6回 | |
| (3) | 8 | 養殖衛生管理 体制の整備 | 農水 (水産) | 養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使 用の指導を実施するとともに、養殖魚の医薬 品残留検査を行う。 | 養殖衛生管理 について指導 する経営体数 の割合 | 100% | 養殖業者に養殖衛生指導 を実施 | 100%(40/40) | 養殖衛生管理 について指導 する経営体数 の割合 | 100%(40/40) | 養殖業者に養殖衛生指導 を実施予定 |
| 水産物の安全確保対 | 9 | 貝毒発生 監視調査 | 農水 (水産) | 4~6月(アサリ)と10~4月(マガキ)に、貝毒原 因プランクトン調査及び貝毒検査を行い、貝 毒が基準値を超えた場合には出荷の自主規 制等を指導するとともに、結果の公表を行う。 | 貝毒発生監視 調査 | 68件 (麻痺性貝毒34検体) (下痢性貝毒34検体) | 貝毒検査を実施 | 65件 | 貝毒発生監視 調査 | 68件 (麻痺性貝毒34検体) (下痢性貝毒34検体) | 貝毒検査を実施予定 |
| () | 10 | /ロウイルス 監視調査 | | 10~2月にノロウイルス検査を実施し、陽性の 場合は関係機関へ注意喚起するとともに、陰 性になるまで生食用出荷を自粛するよう指導 する。 | /ロウイルス 監視調査 | 140検体 | ノロウイルス検査を実施 | 140検体 | ノロウイルス 監視調査 | 140検体 | ノロウイルス検査を実施予定 |

施策の方向2 製造から販売段階での安全確保

| 基本 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | H26年度 取組指標 日標値 取組 予定 結果 | | | | | H27年度 | |
|----------|------|-------------------|------------|--|--------------------------------------|--------|----------------------|--|--------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 施策 | INO. | 旭 東展開 | 印向 | 以祖 乃 谷 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 11 | 全般的な 食中毒対策 | 保福 | 食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行う、飲食店、弁当屋、給食施設など食中毒リスクが高い施設に対して、多発しやすい時期の一斉取り締ま | 加工・製造・ 調理施設等に 対する目標監 視件数達成率 | 100%以上 | | 県:90% (18801件/20865件) 岡山市:7496件 (監視件数) 倉敷市:101% (2283件/2257件) | 加工・製造・ 調理施設等に 対する目標監 視件数達成率 | 100%以上 (岡山市は監視指導計画 変更のため目標値を除く) | |
| | | | | 9の実施など、重点的に監視指導を行う。 | | | 各保健所で実施予定 | 社会福祉施設、大量調理施 設一斉取締り等を実施 | | | 各保健所で実施予定 |
| (4)食中毒対策 | 12 | 特に注意を要する 食中毒対策 | 保福 (生衛) | ・勝管出血性食中毒対策 飲食店や食肉販売店等に対し、牛レバーの 生食用としての提供の禁止、生食用食肉の加 工調理基準等の遵守について、引続き監視 指導を徹底する。 浅漬など加熱調理をせずそのまま食べる食 品の製造、加工等を行う事業者に対する監視 指導を強化する。 ・カンピロバクターによる食中毒対策 食肉を取り扱う事業者に対し、生食のリスク を認識させ、豚生レバー、鶏刺し、鶏生レバー 等、生食用としての提供の自粛を指導する。 | | | 各保健所で実施予定 | 各保健所で実施 ノロウイルスについては、11 月を対策強化月間とし、集 中的に監視指導を実施 | | | 各保健所で実施予定 H27.6から、豚の内臓及び食 肉については、生食用として 提供禁止を指導している |
| | | | | ・/ロウイルスによる食中毒対策 食品の中心部までの十分な加熱、調理従事 者を介した食品の二次汚染を防止するための 健康チェックや手洗いの徹底等について指導 する。 | 暮らしやすさ 指標 食中毒等の 発生件数 | 200件 | | 221件 (岡山市、倉敷市を含む) (食中毒事例4件、飲食が原 因であると疑われる有症苦 情217件) | 暮らしやすさ 指標 食中毒等の 発生件数 | 185件 (岡山市、倉敷市を含む) | |
| | 13 | 自然毒による食中毒対策 | 保福 (生衛) | ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性について周知する。また、毒キノコ、チョウセンアサガオ等の誤食を防止するための啓発を行う。 | | | 実施予定 | ラジオ、NHKデータ放送、県 政広報資料で啓発 | | | 実施予定 |
| | 14 | 食中毒注意報の 発令 | | 夏季における気象条件や冬季における感染症の流行状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行う。 | | | 実施予定 (夏季は6/10に発令) | 夏季:6/10発令 冬季:10/30発令 (報道機関等に情報提供) | | | 実施予定 (夏季は6/15に発令) |

| 基本 | . | **** 豆眼 | ₩ 🖻 | 取 44 中華 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|------------|----------|-------------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------|---|-----------------------------|--|--|
| 施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| (4)食中毒対策 | 15 | 食中毒に関する 新たな情報の提 供と対策の指導 | 保福 (生衛) | サルコシスティス・フェアリーやクドア・セプテン プンクタータによる食中毒の予防対策といった 新たな情報の普及啓発を行う。 | | | 実施予定 | 食品衛生講習会等で啓発 (生衛、各保健所) | | | 実施予定 |
| | 16 | 食品を取り扱う 事業者に対する 監視指導の徹底 | 保福 (生衛) | 食品を取り扱う事業者に対し、製造基準や成分規格だけでなく、衛生規範についても遵守するよう監視指導を徹底する。また、異物混入を防止するための具体的な仕組や体制がつくられているか、また、それらが従事者に徹底されているか等について、指導や助言を行う。 | | | 実施予定 | 各種製造業を対象に各保健 所で監視指導を実施 (監視件数1688件(岡山市、 倉敷市を含む)) | | | 実施予定 |
| (5)不良食品の排除 | 17 | 試験検査の実施 | 保福 (生衛) | 添加物や残留農薬の量、細菌の数など、目視では適否の見極めができない事項については、試験検査を行い、法令や衛生規範に適合していることを確認する。 | 収去検査件数 | 5,000検体以上 各保健所で実施予定 | | 4628件 (岡山市、倉敷市を含む) (県検査検体から10件の違 反) | 収去検査件数 | 5,000検体以上 各保健所で実施予定 (岡山市、倉敷市を含む) | |
| | 18 | 健康食品の買上検査の強化 | (反被) | 医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。 | 健康食品買上 検査件数 | 5件以上 | | 11件 | 健康食品 買上検査 件数 | 5件以上 | |
| (6) 適正な | 19 | 表示制度の周知 | 県生(安心) 農水(農産・ 水産) 保福(生衛) | 表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンプレットの配布を通じ、食品表示制度の周知を行う。 | | | 研修会等、実施予定 | 各県民局農林水産事業部 主催の食品表示研修会を開催(3回) 食品表示に係る景品表示法 上の考え方についての説明 会(3回) | | | 研修会等実施予定 |
| な表示の確保 | 20 | 表示を行うべき 事業者への指導 ・助言 | 県生(安心) 農水(農産・ 水産) 保福(生衛) | 表示を行うべき事業者への立入では、適正な表示が行われているか監視指導を行う。また、表示ミスや表示漏れのチェックを行う体制づくりや、期限設定に当たって、業界団体などのガイドラインに沿った保存で、またが設定するよう指導や助言を行う。 表示を行う事業者からの相談には、表示が適正に行われるように指導や助言を行う。 | JAS法などに よる適正表示 の調査店舗数 | 各担当部局で実施予定 264店舗(JAS法関係) | | 261店舗 | JAS法などに よる適正表示 の調査店舗数 | 各担当部局で実施予定 264店舗(JAS法関係) | 食品表示法(JAS法由来)表 示の店舗調査に併せて指導、 啓発を実施 |

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|-----------------|------|--------------------------|-----------------------------------|--|--|--------|--|--|--|--------|--|
| 施策 | IVO. | 心 | 回如 | 双和门谷 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 21 | 流通食品の検査 | 保福 (生衛) | 流通段階の食品については、販売店での目 視による確認だけでなく、試験検査を行い、添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え等の表示が適正に行われているかを調べる。 | | | 各保健所で実施予定 (アレルギー物質20件) (遺伝子組換え30件) | (アレルギー物質33件) (遺伝子組換え30件) (倉敷市:アレルギー物質13 件を含む) | | | 各保健所で実施予定 (県では、アレルギー物質検 査20件、遺伝子組換え検査30 件を予定) |
| (6)適正な表示の確保 | 22 | 消費者の表示に ついての理解の 促進 | 県生(安心) 農水(農産・ 水産) 保福(生衛) | 消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品が取り扱えるよう、食品表示に関する知識の普及を行う。 | | | 講習会等で普及啓発を行う | 消費生活センターの消費啓 発セミナー、消費生活講座 の中で実施 | | | 講習会等で普及啓発を行う |
| N. | 23 | 健康食品等の 監視の強化 | 保福 (医薬) | 医薬品的な効果効能を標榜した健康食品公告への対応、監視を強化する。 | 健康食品監視 目標件数 | 300件以上 | | 293件 | 健康食品 監視目標 件数 | 300件以上 | |
| | 24 | 添加物の適正 使用の監視指導 | 保福 (生衛) | 添加物を使用する事業者に対して、基準を遵守して使用するよう周知を徹底する。製造記録や添加物の秤量方法を点検するなど、添加物が適正に使用されているかどうか監視指導を行う。合わせて、製品の自主検査の励行や、適正な表示についても指導する。 | | | 各保健所で実施予定 (添加物を使用する事業者へ の監視指導、表示指導等の実 施) | 各保健所で監視指導、表示 指導を実施 (監視件数1688件(岡山市、 倉敷市を含む)) | | | 各保健所で実施予定 (添加物を使用する事業者へ の監視指導、表示指導等の実 施) |
| (7) 添加 物の | 25 | 流通食品の | 保福 | 流通食品等について添加物の試験検査を行い、使用基準が守られているか、表示されて | | | 各保健所で実施予定 (流通食品等の試験検査) | 各保健所で流通食品等の試 験検査を実施 | | | 各保健所で実施予定 (流通食品等の試験検査) |
| 適正使用 | 20 | 添加物の確認 | (生衛) | いない添加物が使われていないかなどについて調べる。 | 県内の食品の 製造等を行う 事業者におけ る添加物の不 適正使用件数 | 0件 | | 1件 (漬物への保存料(ソルビン 酸)使用基準違反) | 県内の食品の 製造等を行う 事業者におけ る添加物の不 適正使用件数 | 0件 | |
| | 26 | 添加物製造業者に対する指導 | 保福 (生衛) | 添加物製造業者に対し監視指導を行うととも に、製品の試験検査を行い添加物が成分規格に適合していることを確認する。 | | | 各保健所で実施予定 (添加物製造業者に対する監 視指導の実施及び試験検査 の実施) | | | | 各保健所で実施予定 (添加物製造業者に対する監 視指導の実施及び試験検査 の実施) |

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | H26年度 取組指標 目標値 取組 予定 結果 | | | | | H27年度 | |
|------------|------|--------------------------------|------------|--|--------------------------------------|----------|------------------------------|--|--------------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 施策 | INO. | 心來政制 | 마마 | 収価内存 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 27 | 自主管理の向上 のための指導 ・助言 | 保福 | 食品の製造等を行う事業者に対して、施設の 衛生管理体制や従事者教育の方法、自主検 査の実施など、自主管理が向上するように指 導や助言を行う。 また、安全な食品を供給するためにコンプライ アンス意識の高揚と浸透につながる指導や助 言を行う。 | 自主検査認定 事業者の増加 | 69施設 | | 61施設 (岡山市、倉敷市を含む) 事業者に対し、食品衛生指 導員等が指導、助言を実施 | | | |
| | 28 | HACCPシステム を取り入れた 衛生管理の促進 | 保福 (生衛) | 法令で定められた基準を満たすのみでなく、より高い水準で衛生管理ができるように、HA CCPシステムの考え方に基づく衛生管理手 法の導入促進を図る。 | | | 各保健所で実施予定 | 重点対象施設等への監視 指導の中で実施 (総合衛生管理製造過程承 認施設の導入施設5施設 (岡山市、倉敷市を含む)) | | | HACCP講習会2回実施、 1回実施予定 |
| (8)自主管理の推進 | 29 | 食品衛生責任者 の指導等 | 保福 (生衛) | 食品衛生責任者を対象とした講習会では、施設の衛生管理や食品の取り扱いが適正に行われるように、その責任や役割の周知を徹底する。また、食品の製造・加工・調理・販売を行う現場では食品衛生責任者が中心となり、衛生管理の向上や従事者への教育を充実させる等の自主管理が向上するように指導や助言を行う。 | 食品衛生 責任者 養成講習会 受講者数 (累積) | 累計4,000人 | | H25:2,096人 H26:2,047人(23回/年) 累計:4,143人 (岡山市、倉敷市を含む) | 食品衛生 責任者 養成講習会 受講者数 (累積) | 累計6,000人以上 (岡山市、倉敷市を含む) | |
| | 30 | 適切な自主回収 の実施のための 指導・助言 | 保福 | 健康被害の発生を防止するために、事業者が 食品の自主回収に着手した場合は、条例に 基づく報告をするよう周知徹底する。回収に 当たり、回収方法が不十分な場合は、実効性 のある回収となるよう適切に指導や助言を行 う。 | | | 該当事例が発生した場合は、 管轄の保健所が実施する | 自主回収報告件数8件 (岡山市を含む) | | | 該当事例が発生した場合は、 管轄の保健所が実施する |
| | 31 | 業界団体との協働 | | 食品の安全確保のため、(一社)岡山県食品衛生協会等の業界団体と協働して、知識や技術の指導など、食品衛生の向上のための取組や、食の安全に関する情報の発信を行う。 | | | 実施予定 | (一社)岡山県食品衛生協会と協働し、食品衛生月間(8月)を実施(街頭、広報車での啓発活動等) | | | 実施予定 |

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|------|------|-----------------------------|------------|--|-----------------|--------|---|--|-----------------|--------|---|
| 施策 | INO. | 心來展開 | 마 | 双租內台 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 32 | 汚染実態調査、 迅速検査法の 開発等の継続 | 保福 (生衛) | 環境保健センターにおける調査研究事業、流通している食品の腸管出血性大腸菌や重金属等の汚染実態調査、迅速検査法の開発について継続して実施する。 | 有害物質の 汚染実態調査 | 62件(県) | | 60件(県) (岡山市、倉敷市を含めると 264件) 腸管出血性大腸菌は190件 (県)実施 | 有害物質の 汚染実態調査 | 62件(県) | |
| (9) | 33 | 調査研究の成果 活用、還元 | (生生) | 調査研究の成果を監視指導に生かす。また、 成果を県民や食品関連事業者等に分かりや すく情報提供する。 | | | 各保健所で実施予定 | 他県や過去に行った研究を 含め監視指導、講習会等で 情報提供を実施(調査研究 数6題) | | | 各保健所で実施予定 |
| 調査研究 | 34 | 学校給食 モニタリング事業 の実施 | (担任) | 学校給食における放射性物質の有無や量に ついて把握するため、「学校給食モニタリン グ」事業を行う。 | | | 実施しない | | | | 実施予定なし |
| | | 岡山県学校給食 研究協議大会の 実施 | 教育 | 学校給食の意義と役割について認識を深め、 食育の推進と適切な調理技術等の充実を図 るとともに、当面する諸問題について学校給 食関係者の資質向上を図る。 | | | 主催 (公益財団法人)岡山県学校給食会 共催 岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に 平成26年7月28日に コンベックス岡山にて開催 | 747名参加 講演「和食と給食」 講義「食育推進部会」「衛生 管理部会」に分かれ、有意 義な研修となった | | | 主催 公益財団法人岡山県学校給 食会 共催 岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に 平成27年7月28日に コンベックス岡山にて開催 |

施策の方向3 消費段階での安全確保

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|----------------|------|--------------------------------|------------------|---|------------------|--------------|------------------------------|--|------------------|--------------|-------------------------------------|
| 施策 | INO. | | 마/미 | 双祖四台 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 36 | 食の安全相談 窓口の周知等 | 保備 | 食の安全相談窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や疑問には丁寧 | | | 各保健所で実施予定 (県民への周知、相談対応等) | 各保健所で実施 (相談窓口受付2209件) | | | 各保健所で実施予定 (県民への周知、相談対応等) |
| (10) 消 費 | | 까티에게제국 | (工門) | に対応し、県民の安心につなげる。 | 食の安全相談 窓口の認知度 | H29年度末までに40% | | _ | 食の安全相談 窓口の認知度 | H29年度末までに40% | |
| 者からの相談・申出 | 37 | 条例第19条による 申立への対応 | 保福 | 条例第19条に基づいて、県民から、特定の食品や施設が人の健康に危害を及ぼした、又はそのおそれがあるとの申出を受けた場合は、速やかに調査を行うとといる、適切な措置を講じ、被害の拡大防止や未然防止、再発防止を図る。 | | | 該当事例が発生した場合は、 管轄の保健所が実施する | 該当事例なし | | | 該当事例が発生した場合は、 管轄の保健所が実施する |
| 出対応 | 38 | 食品表示110番で の適切な対応等 | 保福(生衛) | 食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に対する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受付ける。また、消費者問題に常に関心を持ち、必要な情報の収集や安全で安心な消費生活を支える活動を行う消費生活サポーターに、食の安全・安心に関する情報提供を行う。 | 消費生活 サポーター数 | 400人程度 | 消費生活サポーター講座:20回開催 食品表示110番設置 | 消費生活サポーター講座: 33回開催、924人受講 食品表示110番 15件受付 | 消費生活 サポーター数 | 400人程度 | 消費生活サポーター講座:20 回開催 食品表示110番設置 |
| (11)健康危害情 | 39 | 食品の回収等の 情報の公表 | | ガラス片が混入した食品が発見され、同じ日に製造した他の食品にも混入しているおそれがあるため製造者が回収措置を取っている場合などは、迅速に公表を行う。 | | | 該当事例の発生時は迅速に 公表を行う | 該当事例なし | | | 該当事例の発生時は迅速に 公表を行う |
| 情報の公表 | 40 | 重大な健康危害 を及ぼすおそれ がある情報の公表 | 保福(生衛) 農林(水産) | 県民にも危害を及ぼすおそれがある情報を探知した場合は、迅速に公表を行い、健康被害の発生や拡大防止に努める。また、公表はホームページへの掲載や食の安全サポーターへの情報提供などにより、効果的な方法で行う。 | | | 該当事例の発生時は迅速に 公表を行う | 4件 ちりめんにふぐ幼魚混入、 ししゃもに殺鼠剤混入等 | | | 該当事例の発生時は迅速に 公表を行う |

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|----------|------|------------------------|------------|--|----------------|--------|-----------|-----------------------------|----------------|--------|-----------|
| 施策 | INO. | 心來放用 | 印问 | 双租內台 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| (12) | 41 | 食の安全に関する 知識の普及啓発 | 保備 | 理性的に行動するために必要な科学的根拠 に基づいた理論や最新データの普及啓発を 行う。 | | | 各保健所で実施予定 | 各保健所の講習会等で実施 (34回1,008人) | | | 各保健所で実施予定 |
| 消費者への衛生教 | 42 | 表示の正しい理解 の促進 | (升海) | 消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品を取り扱えるよう、食品表示に関する知識の普及を行う。 | | | 各保健所で実施予定 | 各保健所の講習会等で実施 (34回1,008人) | | | 各保健所で実施予定 |
| 育 | 43 | 体験型教材を 活用した 普及啓発 | 保福 (生衛) | 手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、 参加者が体験できる教材や媒体を用いた体 験型講習会を開催し、衛生知識の普及啓発 を行う。 | 体験型講習会 受講者数 | 2,060人 | | 1,091人(37回) | 体験型講習会 受講者数 | 2,120人 | |

基本方針2 安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向4 情報の提供

| 基本施策 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | H26年度 取組指標 日標値 取組 予定 結果 | | | | | H27年度 | |
|----------------|------|------------------------------|---------------|---|-------------------------|-------------------------------------|-------|---------------------------------|---------------------|-------------------------------------|-------|
| 施策 | INO. | 他來展開 | 可问 | 以祖内谷 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| (13) 食 | 44 | 食の安全・安心情報の提供 | 保福 (生衛、健推) | 食中毒の発生情報や予防啓発、不良食品の回収情報等、全般的な食の安全・安心情報を広く県民へ提供する。 | | 啓発チラシの作成、配布: 5000枚 | | 啓発チラシ3000枚作成 各保健所等で配布 | | 啓発チラシの作成、配布: 5000枚 | |
| の安全・安心情報の | 45 | 情報発信手段の 充実等 | 保福 (生衛、健推) | ホームページを最新情報に更新する他、テレビやラジオの広報番組、広報紙、街頭キャンペーンなど様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を発信する。 | 街頭 キャンペーン の実施 | 20箇所以上 | | 39件 (岡山市、倉敷市を含む) | 街頭 キャンペーン の実施 | 20箇所以上 (岡山市、倉敷市を含む) | |
| 提供 | 46 | 食の安全 サポーターへの 情報提供等 | 保福 (生衛) | 食の安全サポーター登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供する。また、サポーターが独自に行っている食の安全・安心に関する普及啓発活動に対して、助言や協力を行う。 | 食の安全 サポーター登録 団体数 | 76団体 | | 76団体 (岡山市、倉敷市を含む) | 食の安全サポーター登録団体数 | 80団体 (岡山市、倉敷市を含む) | |
| (14)生産履歴情報等の充実 | 47 | 農産物等の トレーサビリティ システムの充実 | 長爪 | 生産履歴情報を提供するトレーサビリティ・システムを充実する。 米トレーサビリティ・システムについては、生産者や流通事業者への指導と、消費者への啓発を継続する。 その世紀であるため生産者などの領写真等を提供するなどの取組を行う。(畜産課分については、平成25年度でシステム運用廃止。) | | 米トレーサビリティ・システ ムを普及・啓発する研修 会3回 | | 米トレーサビリティ・システム を普及・啓発研修会3回実施 | | 米トレーサビリティ・システ ムを普及・啓発する研修 会3回 | |

施策の方向5 相互理解の促進

| 基本 | No. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|---------------------|------|--------------------------------|---|---|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 施策 | INO. | 心 | 미아미 | 双租內各 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| (15) リ ス ク | 48 | リスクコミュニ ケーションの 場の提供 | 保福 (生衛) | 関係者が食品の安全確保への取組について 情報提供や意見交換するための場を提供し、 リスクコミュニケーションの促進に努める。 | リスクコミュニ ケーション事 業の実施回数 (累計) | 累計8回 | | H25:7回 H26:9回 累計16回 | リスクコミュニ ケーション事 業の実施回数 (累計) | 累計20回 | |
| クコミュニケーション | 49 | リスクコミュニケー ターの資質向上 及び活動支援 | 保福 (生衛) | リスクコミュニケーターを対象にリスクコミュニケーション技術を向上させるための学習会や食品の安全性の確保について正しい理解を深めるための研修会を開催する。また、リスクコミュニケーター間の情報交換の場を設けるなど、リスクコミュニケーターがそれぞれの個性を生かして多様な方法でリスクコミュニケーションが実施できるよう支援を行う。 | リスクコミュニ ケーター研修 事業(累計) | 累計100名 | | H25:36人 H26:25人 累計61人 | リスクコミュニ ケーター研修 事業(累計) | 累計150名 | |
| ンの促進 | 50 | 食品関連事業者 等の支援 | 保福 等 (生衛) | 食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援をする。 | | 食品関連事業者が自ら行 うリスクコミュニケーション 活動に対し支援する (県内5ヵ所以上) | | 5カ所の活動を支援 (275人参加(うちリスクコミュ ニケーター38人) | | 食品関連事業者が自ら行 うリスクコミュニケーション 活動に対し支援する (県内5ヵ所以上) | |
| | | 集糧自給率向上 対策会議 権 | 県民運動を効果的に進めるため、農林水産・商工・流通・消費者団体や教育・行政機関で構成する対策会議を推進母体として運営する。 | | | | | | | 実施なし | |
| (16) 地産地 | 51 | 食糧自給率向上 月間における啓発 活動の実施 | 農水 | 10月の食糧自給率向上月間において発活動を実施する。 | | | 10月の食糧自給率向上 月間において啓発活動 を実施する。 | 岡山県農林漁業功労者表 賞表彰式(10月) 県庁舎への懸垂幕の掲示 (10月) | | | 10月の食糧自給率向上 月間において啓発活動 |
| 消の推進 | 01 | 優良団体の表彰 | (農企) | 食糧自給率の向上に取り組む優良団体を表彰することにより、県民をはじめ企業など事業者の自主的な取組を促す。(岡山県林漁業功労者表賞) | | | | | | | を実施する。 |
| | | 岡山あくり総合 フェアの開催 | | 食糧自給率の向上など、県の農材水産業を 取り巻く課題や各種施策等を近く県民に普及 啓発するとともに、魅力める岡山の特産品を 県内外に向け、情報発信する農林水産に関 する総合イントを開催する。 | | | 実施なし | | | | |

| 基本施策 | N. | 施策展開 | 部局 | 取組内容 | | | H26年度 | | | H27年度 | |
|--------------|------|--------------------------|------------|---|---------------|---|---|--|-----------------------|----------------|---|
| 施策 | INO. | 旭 東展開 | 미네 | 双租內台 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 | 結果 | 取組指標 | 目標値 | 取組 予定 |
| | 52 | おかやま 地産地消の日 の普及・定着 | 農水 (農企) | 毎月5の付く日を「おかやま地産地消の日」と 定め、普及・定着を進め、職場や家庭等での 地産地消の取組を推進する。 | | | 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより | 地産地消協力店の登録 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより 一層の普及・定着を 進めた (メルマガ配信:約600名) | | | 地産地消協力店の登録 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより 一層の普及・定着を 進める |
| (16) 地産地消の推進 | 53 | 地産地消 協力店の 登録拡大 | 農水 (農企) | 県産食材を積極的に提供する県内小売店や 飲食店を「おかやま地産地消協力店」として登録し、地産地消マスコットキャラクター等をデザインしたのぼりの貸付けを行うとともに、県ホームページで紹介する。 | | | 地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、地産 地消協力店の登録拡大を進 める | 地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、地産 地消協力店の登録拡大を進 めた (H26.3末:304店舗) (H27.3末:330店舗) | | | 地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、地産 地消協力店の登録拡大を進 める |
| | 54 | 地場産物の 活用状況に 関する調査 | 教育 (保体) | 学校給食において県産食材や郷土食を活用することは地域の食文化の伝承や農業への理解の観点から教育的意義がある。県産食材等の使用状況の実態を把握し、食に関する指導の生きた教材としてより効果的に活用する。 | 県産食材の 給食への | 47% 地場産物の活用状況 に関する調査 に関する調査 13日(金)(5日間) 平成26年6月9日(月)~ 13日(金)(5日間) 平成26年11月10日(月) ~14日(金)(5日間) | | 地場産物活用率 53.8% | 県産食材の 給食への 使用割合 | 地場産物活用率 47% | 47% 地場産物の活用状況 に関する調査 平成27年6月15日(月)~19日 (金)(5日間) 平成27年11月16日(月)~20日(金)(5日間) |